

履修の認定の方針について

学則細則

第 7 条 試験の方法

学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。

但し、場合によっては、口頭試問もしくは研究調査報告等をもってこれに代えることができる。

第 8 条 修得試験の受験資格

期間中の各科目の出席時間数が規定時間をすべて満たしていること。

但し、欠席等により規定時間を満たさない場合には、学生の願い出により、担当教員がその理由を判断し認めた場合に限り、補講授業を受けて不足分の出席時間数を補うことができる。

2. 前項に由らず次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が得られない。

- (1) 学費及び学生預り金を滞納中の者
- (2) 指示されたレポート等提出物を未提出の者
- (3) 休学又は停学中の者

第 9 条 修得試験の合格基準

各科目の修得試験合格点は、100 点満点の 60 点以上とする。

但し、高度自動車科 1 年次及び高度自動車科 2 年次の各科目の修得試験合格点は、100 点満点の 70 点以上とする。

第 11 条 追試験及び再試験

疾病その他やむをえない理由で、各試験を受験することができなかつたと校長が認めた者については、追試験を行う。

2. 試験の結果で不合格の科目がある者には、願い出により校長が認めた場合に限り、当該科目の再試験を行う。

3. 追試験及び再試験を行う日時、場所、方法は学校が指示する。

第 12 条 追試験及び再試験の受験手続き

追試験又は再試験を受けようとする者は、担当教員を経由して追試験願又は再試験願を提出し、校長の受験許可を得なければならない。

2. 追試験願又は再試験願は、1 科目毎に所定の用紙と別に定める試験料を納付しなければならない。但し、細則第 16 条第 4 項の公認欠席に伴う追試験については、この試験料を免除する。